



～あなたも民商の共済会に～  
 会員・配偶者は無条件で加入可  
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

# 村上民商ニュース①

2024/3/25

NO.554 村上仲間町334

村上民主商工会

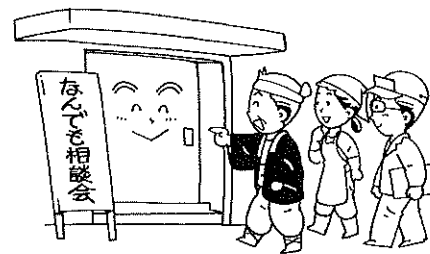
☎75-5272 FAX62-7392

## インボイス制度 簡易課税選択相談会

昨年免税事業者でインボイス登録をした方は、今年消費税申告が必要となり「2割特例」で消費税申告をされました。しかし、この「2割特例」は令和8年分までの特例です。その後は、簡易課税または本則課税を選択しなければなりません。どちらを選択するのが適しているかなど相談会を開催します。  
 ※相談を希望の方は、民商へご連絡を。

**日時** 3月25日(月)午後6時30分～  
**会場** 民商事務所

- 3月なんでも相談会**
- 日時** 3月25日(月)午後3時～  
**場所** 民商事務所
- ◇インボイス◇記帳
  - ◇経営◇会社設立
  - ◇国保税◇労災保険
  - ◇社会保険◇消費税
- ※相談をご希望の方は、事前に民商へ予約をお願いします。



## 消費税換価猶予納税相談会

今回の申告で、消費税納税額が多額で、払いきれず納付に大変な方、お困りの方は、相談会を開催しますのでご参加ください。払いたくても払えず、滞納している方が増えています。払えない税金は、「納税の猶予」などを申請すれば、納税の延期や分割納付が認められます。

※相談を希望の方は、民商へご連絡を。



**日時** 3月25日(月)午後2時～  
**会場** 民商事務所

過払い金の相談も受付しています

## 4月の無料法律相談

**日時** 4月10日(水)  
 午前10時30分

**会場** 村上民商事務所  
**弁護士** 新潟中央法律事務所

小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 4月8日(月)  
 ☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。  
 ☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。  
 事務局まで連絡を。

## 労働保険年度更新手続のお知らせ

労働保険の新規加入を受付しています。  
 労働保険は、事業主や大工、左官などの人親方等及びその家族従事者は、申請により特別加入できます。  
 変更や新規申し込み希望の方は、事前に民商へご連絡をお願いします。

**日時** 4月10日(水)  
 午後1時30分から  
 午後3時まで  
**場所** 民商事務所



## 建設業許可「変更届」相談会

建設業許可を取得している業者は、毎年決算期終了後4カ月以内に、決算に基づく変更届出書を提出しなければなりません。個人建設業の令和5年分決算による変更届は4月末が提出期限です。作成のためには、令和5年分の「工事経歴書」などが必要です。該当者の方には、案内文書を送付いたしますので準備をお願いします。

**日時** 4月8日(月)  
 午後2時から  
**場所** 民商事務所





～あなたも民商の共済会に～  
 会員・配偶者は無条件で加入可  
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

# 村上民商ニュース②

2024/3/25

NO.554 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

令和6年度の雇用保険料の料率の変更はありません。令和5年度と同率です。

	①労働者負担	②事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業 (R6年4月1日から)	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
(R5年3月31日まで)	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業 (R6年4月1日から)	7/1000	11.5/1000	18.5/1000
(R5年3月31日まで)	7/1000	11.5/1000	18.5/1000

## 協会けんぽの3月分（4月納付分）からの健康保険・介護保険の料率が変更になります

健康保険の保険料率は、  
 9.33%から9.35%へ変更となります。  
 介護保険第2号被保険者（40歳から64歳までの方）は、健康保険料率9.35%に介護保険料率1.60%が加わります。  
 給与から社会保険を天引き時には注意しましょう。

## 確定申告所得税・消費税申告 納付期限

◆納付書で現金納付する方

所得税 3月15日（金）まで  
 消費税 4月1日（月）まで

◆口座振替納税をしている方

所得税 4月23日（火）に振替  
 消費税 4月30日（火）に振替



## ～民商の共済～

3日以上入院をしたら・・・

「入院見舞金」の請求をお忘れなく

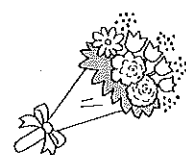
■30日以内の入院は、病院発行の請求書又は領収書のコピーを提出してください。

■31日以上入院は、診断書や退院証明書が必要となります。

他の保険に加入している場合、その保険で使用する診断書などのコピーの提出を。診断書がない場合は、民商から「簡易な診断書」をお渡しします。

■75歳以上の方が入院した場合は、入院した日数にかかわらず、病院発行の請求書または領収書のコピーを提出してください。

※入院などをした場合は、  
 民商へ連絡をお願いします。  
 請求書を記入して頂きます。



☆従業員の方も加入できます。

☆共済会費は、毎月1,000円。

☆加入希望の方は、民商事務所にご連絡をお願いします。

